

(参考) 都市計画法第 53 条の許可申請の要・不要について

都市計画法（以下「法」という。）第 53 条第 1 項の規定により、

- ・ 法第 11 条第 1 項各号に掲げる都市計画施設の区域

または

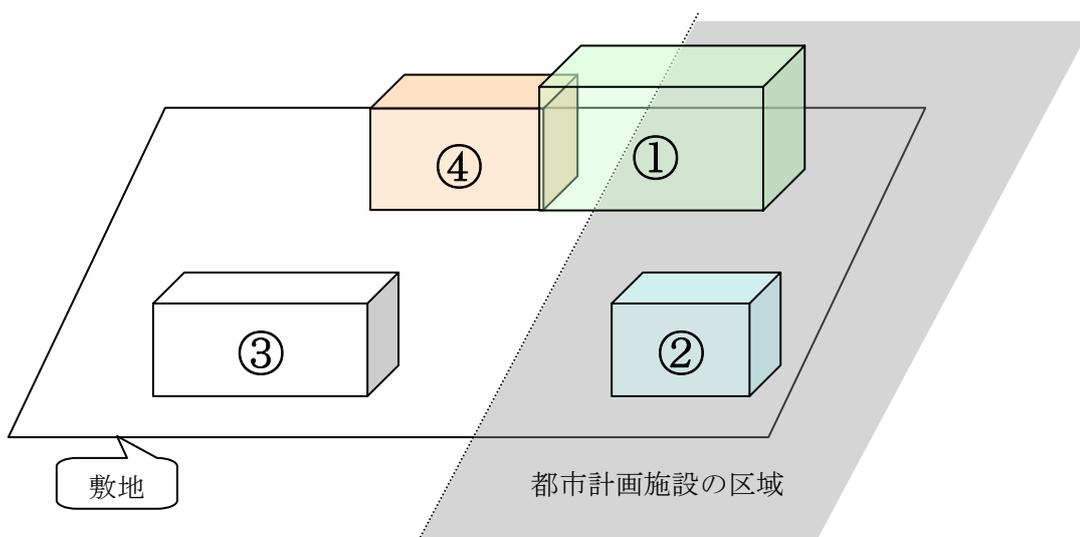
- ・ 法第 12 条第 1 項各号に掲げる市街地開発事業の施行区域内

で、建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、許可を受けなければなりません。

※建築物（建築基準法第 2 条第 1 号）

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上屋、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

許可申請の要・不要については、下図を参考にしてください。



	新築 (それぞれ独立した棟)	増築 (①を本棟とした場合)
①	要 建築物の一部が都市計画施設区域内	—
②	要 建築物が都市計画施設区域内	要 建築物が都市計画施設区域内
③	不要 建築物が都市計画施設区域外	不要 建築物が都市計画施設区域外
④	不要 建築物が都市計画施設区域外	要 ※本棟と一体化した増築計画で、本棟部分が都市計画施設区域内である場合